

第V部
関連意匠

第V部	1
第V部 関連意匠	1
1. 概要	1
2. 関連意匠の審査における基本的な考え方	1
3. 関連意匠の審査における具体的判断	1
3.1 関連意匠に係る用語の記載	1
3.2 意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日	2
3.3 関連意匠として意匠登録を受けるための要件	3
3.3.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること	3
3.3.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること	3
3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日前に出願された 意匠登録出願であること	4
3.4 本意匠等が満たさなければならない要件	4
3.4.1 本意匠の意匠権が消滅等していないこと	4
3.4.2 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと	5
3.5 先願の規定の適用について	6
3.6 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について	7
3.7 新規性及び創作非容易性の規定の適用について	7
3.7.1 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは....	7
3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公 開時期等	7
3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10 条第8項の規定の適用について	8
3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項	9
3.7.5 関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に 係る関連意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であ る場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について .	10
3.7.6 公知となった自己の意匠に、自己が創作した他のもの（以下、「自己の他のも の」という。）又は他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第1 0条第2項及び同第8項の規定の適用について.....	11
関連規定	1